



週刊 税のしるべ

第3678号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2025年

主な記事

- 総合課税対象の社債利子範囲を整備 2面
- 7年度補正予算案を閣議決定 2面
- ひと・作文で総理大臣賞の内海さん 3面
- 法人税の調査で追徴税額が過去最高 4面

基礎控除等の引上げで論点示す

政策的問題などを議論

自民税調 高校生世代の扶養控除見直しも

自民党税制調査会は2日と4日、同党本部で小委員会を開き、令和8年度税制改正大綱の決定に向けて議論を行った。2日には各部署からの要望を受け入れられるか、受け入れられないかなどを検討。4日には政策的問題として検討することとされている。所得税の基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策などが取り上げられた。所得税関係では、NISAについて、つみたて投資枠における対象年齢等の見直しなど、NISAの一層の充実を図ること、法人税関係では、経済産業部が要望していた大胆な設備投資促進税制の創設などが、政策的問題として検討することとされている。

4日の会合では、財一への要請と源泉徴収義務者等の事務負担のバランスを考えた場合、基礎控除等と併せて見直しするべきとの見解が示された。①物価上昇の影響をタイムリーに反映すること、②基本的な全額控除の適用される基礎控除の本則分(現行58万円)は、どのような指標を参照して見直ししていくか、の2点を論点とすることとされている。8年度改正以降に結論を得るとされた、高校生世代の扶養控除の

租特等見直しで初会合

可能な項目は8年度改正に反映

政府は2日、1回目直しを実施し、8年度政府税制改正大綱と8年度予算概算に反映させることとしている。その後の9年度予算編成・税制改正に向けては要求、要望段階から査定段階まで一貫した対応を実施する方針だ。具体的には、来年1月から3月にかけて今年末までの見直しの経験を踏まえ、租税特別措置・補助金見直し担当室で9年度要求・要望に向けた対応を検討。4月以降は9年度要求、要望に向けて

要求官庁と連携して租特・補助金の総点検を行うこととしており、その際には各省の行政事業レビューの自己点検プロセスやEBPM(証拠に基づく政策立案)のアドバイザリーボード等、既存の取り組みも活用する。

暫定税率は12月31日で廃止

いわゆるガソリン税の暫定税率を廃止するための法律が11月28日、参院本会議で可決、成立した。同法の成立により同暫定税率は12月31日をもって廃止される。同法の附則には

見直しも議論した。所得税関係ではその他、金融所得課税の一体化に向けて必要な措置を講じることが長期検討の項目とされ、住宅ローン減税は政策的問題として検討することとされている。法人税関係では、退職年金等積立金に対する法人税(特別法人税)の撤廃または課税の停止措置の適用期限の延長を複数の部会が要望していたが、廃止については受け入れず、課税停止措置の期限延長を検討し、後日報告することとしている。大胆な設備投資減税としては、「戦略技術領域型」(仮称)を創設して、戦略技術

に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との連携の促進に必要な措置をとることが挙げられる。また、複数の部会から研究開発税制の拡充、上乗せ措置の適用期限の延長が要望され、自民税調でも政策的問題として検討することとされている。研究開発税制のインセンティブ効果を疑問視する声も政府税調などから出ている。中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損算入の特例については拡充、適用期限の延長とともに、検討し、後日報告することとされている。相統税・贈与税関係

では、法人版(特例措置)および個人版事業承継税制(贈与税・相続税ともに100%猶予)については、承継計画の提出期限の延長を行うこと、事業承継の在り方を検討すること、検討し、後日報告することとされた。また、7年度大綱に、「税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む」と記載されたことを受け、東京都のみに納税する大法人の増加等により、特に法人事業税資本割において都の税収シェアが高い水準で推移していることについてどのように対応すべきか、などの視点が示された。

の引上げや一般財源化などを経ながらも存続していたが、今年末で50年超の歴史に終止符が打たれる。ガソリン税の暫定税率は道路特定財源制度を前提に昭和49年に創設され、その後、税率とはない。ガソリン税の暫定税率は道路特定財源制度を前提に昭和49年に創設され、その後、税率とはない。ガソリン税の暫定税率は道路特定財源制度を前提に昭和49年に創設され、その後、税率とはない。

合格者数は51人減の527人 税理士試験 令和7年度(第75回) 税理士試験結果がこのほど公表された。それによると、同試験の合格者数が昨年より51人少ない527人だったことが分かった。受験者数は昨年の3万4757人より1563人多い3万6320人だった。また、8年度(第76

回)の同試験から、試験の申込み、結果通知の確認および各種申請をオンラインで行うことができる専用サイト(後日公開される。詳細な操作方法や、申請の流れなどを解説した操作マニュアルは後日公開される。)

読みたい記事がすぐに見つかる

税のしるべ電子版

<https://shirube.zaikyoo.or.jp>

税のしるべ電子版

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号

TEL 03 (3829) 4141(代)

FAX 03 (3829) 4001

URL <https://www.zaikyoo.or.jp>

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

松本好正 著 ▼B5判・780頁・定価4950円(税込)

令和8年版 非上場株式の評価の仕方と記載例

非上場株式(取引相場のない株式)の評価のうち、同族株主の判定に重点を置き、さらに種類株式の評価及び相互持合株式の計算なども含めた計算例や記載例、Q&A等を多数掲載。令和8年版では新たに総則6項関連の判例・裁決等を収録し、非上場株式に係る評価の仕方から評価明細書並びに別表の書き方を詳解。

小田 満 著 ▼A5判・480頁・定価3080円(税込)

令和7年12月改訂版 金融商品種類別の所得税の要点解説

金融商品に係る所得の課税関係について、利子・配当・譲渡・雑などの所得区分、源泉分離や総合・申告分離課税などの課税方式を図表に整理して、金融商品の種類別に解説。株式等及び公社債等の利子・配当及び譲渡所得等に係る課税の一体化を踏まえた金融商品課税に係る最新の解説による決定版ガイド。今版では令和7年税制改正における「エンジェル税制」における控除未済額の繰戻し還付措置」等の改正事項について解説を追加。

渡邊正則 著 ▼A5判・520頁・定価3520円(税込)

六訂版 不動産・非上場株式の税務上の時価の考え方と実務への応用

不動産及び非上場株式の取引時の「時価」の判断において、最新の判決・判決に基づく各税法上(相続税法・所得税法・法人税法及び通達等)の考え方や課税関係を明確にするとともに、最近の傾向である株式価値の移転や同時に発生する法人の受贈益課税の問題、売買契約直前に相続等が発生した場合の土地や株式の評価が問題になった事例等についても詳述。

有賀文宣 著 ▼A5判・340頁・2200円(税込)

令和7年度版 基礎から身につく法人税

法人税の仕組みや各種制度及び実務について、令和7年度改正を踏まえ分かりやすく学べる1冊。法人税の実務を具体的に理解できるように、卸売業を営む中小企業をモデルに設定し、法人設立届出書に始まり、各種申請書・届出書から確定申告書の作成までを実践的に解説。設例に基づく計算例や記載例を豊富に掲載し、法人税の実務が基礎から身につく、法人税入門書の決定版。

大蔵財務協会 編 ▼A5判・100頁・定価2310円(税込)

令和7年1月3日 裁判事例集 第138集

国税不服審判所が公表した令和7年1月からの3月までの公表裁判事例を全て収録。過去の裁判事例集(第112集)第137集連)バックナンバーを取り扱っています。ご希望の方は、弊会にお問い合わせください。※年4回発行の為、定期購読(毎月号とも定価の1割引送料サービス)をお勧めします。

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい

TEL 03 3829 4141(代) FAX 03 3829 4001

大蔵財務協会オンラインサイトリニューアル!

<https://www.zaikyoo.or.jp>

大蔵財務協会 販売局

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号

TEL 03 (3829) 4141(代)

FAX 03 (3829) 4001

URL <https://www.zaikyoo.or.jp>

10年4月からの実装を目指す

eLTAXの自動ダイレクト

地方税共同機構は11月21日、eLTAXのホームページにおいて、令和7年度地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめを公表した。それによると、eLTAXにおける「自動ダイレクト」機能の導入年度について、令和10年4月からの実装を目指すとした。また、書面でのやり取りが発生しているeLTAXダイレクト納付口座情報登録について、オンラインで完結できる仕組みに向けた検討を行うべきであるとした。

地方税電子化推進検討会がとりまとめ

同検討会は、学識経験者、地方団体、日本経済団体連合会、全国銀行協会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、総務省及び地方税共同機構で構成されており、近年、同検討会の提言を踏まえ、地方税務手続のデジタル化が加速している。自動ダイレクト機能は、eLTAXにおいて申告等データを送信する際、納付に当たり

登録している口座から翌日に自動的に口座引落しが行われ、期内に納付されたものと取り扱う、法律上の特例規定を置くべきであるとしている。

対象税目は、導入二年度の導入二税に

対象税目は、導入二年度の導入二税に

対象税目は、導入二年度の導入二税に

税の作文で内閣総理大臣賞を受賞

「両親に相談しながら頑張った作品なので、このように評価されたことも嬉しい」と受賞の喜びを語った。42万6594編の作品から選ばれた1編。令和7年度中学生の「税についての作文」で内閣総理大臣賞に輝いた内海さんの作品。

福岡市立春吉中学校3年 **内海 璃子** さん



タイトルは「納税」という名の優しさ。生まれつき「両耳外耳道閉鎖症」を持つ妹は音がほとんど聞こえなかったが、骨伝導補聴器で音を聞けるようになった。「初めて鮮やかな音を聞いた妹の輝いた目は、私たち家族の記憶に強く残っている」という。その後、妹はバレエやミュージカルに打ち込み、舞台俳優を夢見て努力している。この補聴器は高価だが、国の助成金、つまり税金のおかげで使えるようになったと知り、税金が誰かの夢や未来を支える大切なものだと気づく。学校や街灯など日常も税金に支えられ、社会は支え合っている。妹は舞台から感動を届け恩返しするだろう。自分も納税で誰かを支えたいと結んでいる。

「将来は妹のように困っている人たちに希望を与えられる仕事に就きたい」と話す内海さん。隣から姉を見つめる妹さんの笑顔がとても印象に残った。(秋)

前年同月比6.3%増

10月 所得税は二ケタの伸び

財務省は1日、10月の税収実績をまとめた

同月分税収は、前年同月比6.3%増の5兆2323億円で、同月末累計は同20.1%増の26兆4196億円だった。予算額7兆8190億円に対する進捗割合は34.0%となっている。

法人税は、8月決算と増加した。6%増の3874億円

月支給分の給与が中心の源泉徴収分は、昨年施行された定額減税の影響がはく落したことで増えたと見られる。増えたと見られる。増えたと見られる。

月支給分の給与が中心の源泉徴収分は、昨年施行された定額減税の影響がはく落したことで増えたと見られる。増えたと見られる。

10月の税収

税目	10月分 (前年比)	10月末累計 (前年比)
源泉分	1,329,456 (111.9%)	10,477,147 (145.3%)
申告分	29,493 (65.5%)	596,277 (106.9%)
計	1,358,949 (110.2%)	11,073,424 (142.5%)
法人税	630,883 (106.6%)	2,569,707 (152.4%)
相続税	387,449 (114.6%)	1,561,500 (113.9%)
消費税	2,211,087 (104.3%)	7,656,897 (101.3%)
酒税	90,230 (92.6%)	479,090 (92.6%)
その他	553,712 (101.7%)	3,078,985 (99.5%)
一般会計分	5,232,310 (106.3%)	26,419,603 (120.1%)

てスタートする予定。また、8年度に予定されているeLTAXの次期更改に当たっては、利用時間の拡大、eLTAXと他システム構成や改修規模が固まって初めて具体的に決定できることから、納税通知書等の電子的送付の実現後、早期に実現するとして、電子送付は、令和9年4月から法人において

東京都 **宿泊税の見直し案をパブコメ**

3%の定率制へ、9年度施行を目指す

東京都は11月26日、宿泊税の見直しに関する素案を公表し、27日に意見募集(パブリックコメント)を開始した。現在、1人当たり1泊1万円以上1万5000円未満の宿泊で

ムとのID連携・統合やシングルサインオン等の認証機能の見直しなどといった機能改善を着実に図っていくべきであるとした。

パブコメの締め切りは12月26日。制度の見直し後の税収は190億円程度と試算されており、120億円程度の増加が見込まれる。パブコメを経て条例案を策定し、年明け2月開催の令和8年第一回定例会に提出する予定。条例案可決後、総務省と協議し、改正条例を9年度中に施行することを目指す。

LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンロ・パイプ製造販売、G.H.P・冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

株式会社 マルエイ

代表取締役会長 澤田 栄一
代表取締役社長 澤田 正

本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101
http://www.maruei-gas.co.jp/

MARUTA

新しい物流サービスを創造していく service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856 愛知県名古屋瑞穂区新開町2番20号

TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL http://maruta.co.jp

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL: 052-611-1151

給食をもっと楽しく 食卓をもっと笑顔に

飲むヨーグルトの定番! アシドミルクPLUS

給食でおなじみ スタンダードヨーグルト コアコア

アレルギー 28品目不使用 アレルゲン 国産みかんゼリー

愛知ヨーグ株式会社

本社・工場 愛知県小牧市大字間々原新田中島500 ☎0568-77-3141
名古屋市中東区よもぎ台 1-1101 ☎052-773-4911
小牧センター 愛知県小牧市大字間々原新田中島500 ☎0568-71-4911
四日市営業所 三重県四日市市日永東2-1871 ☎059-347-4911
三河センター 愛知県豊川市小坂井町宮下 77-1 ☎0533-95-4911
福岡営業所 福岡県大野城市御笠川 3-4-15 ☎092-503-2151
熊本営業所 熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間1847 ☎096-283-3441
鹿児島営業所 鹿児島県鹿児島市小野3-1192-9 ☎099-229-4911
北陸営業所 石川県金沢市千木 1-85 ☎076-257-3565
関東営業所 東京都千代田区神田鍛冶町 3-7-21 ☎03-3526-3141
天翔 神田駅前ビル 6F 607
岐阜営業所 岐阜県瑞穂市野白新田 31-7 ☎058-260-4911
京都営業所 大阪府茨木市横江 1-2-15 ☎072-634-4911
長野営業所 長野県伊那市御園 2 ☎0265-76-4939

追徴税額が過去最高の3407億円

6事務年度法人税等の調査実績

国税庁は3日、令和6事務年度(6年7月～7年6月)の法人税等の調査実績を公表した。それによると、法人税・消費税の実地調査件数は、前年度比7.4%減の5万4000件と減少し、過去3番目に低い件数だった。一方、追徴税額は、AI・データ分析の活用により同6.6%増の3407億円で過去最高だった。調査1件当たりの追徴税額は、同15.4%増の634万2000円と直近10年で2番目の高水準となった。

法人税の実地調査を行った5万4000件のうち、非違があった件数は同6.6%減の4万2000件、このうち不正計算があったものが同2.4%減の1万3000件だった。不正発見割合は、同1.2%増の23.5%となっている。

法人税の申告漏れ所得金額は同15.8%減の8198億円、このうち不正所得金額は同7.4%増の2980億円で、追徴税額は同4.0%増の2187億円と増加した。実調率は、同0.1%減の1.6%で、所管別に見ると税務署所管法人は100.8日となり、管別に見ると税務署所

申告内容に誤り等が想定される法人等に対して、自発的な申告内容の見直しを要請などの簡易な接触を実施した法人の件数は、同13.4%増の8万5000件(このうち5100件は調査課所管法人)で、申告漏れ所得金額は565億円で、追徴税額は265億円だった。なお、簡易な接触の各項目は、今回から調査課所管法人が含まれた数字となっている。また、申告漏れ所得金額、追徴税額については、6事務年度から、これまで集計できなかった件数も含まれ、精緻化した集計方法に変更したため、前年度比は高い。

同庁は、引き続きAIを活用した予測モデルにより、不正が見込まれるなど調査必要度の高い対象を絞り込んで行う実地調査と、申告内容に誤り等が想定される法人へ自発的な見直しを要請する簡易な接触を組み合わせて、効果的・効率的な調査を行っていく方針だ。また、同庁では、従来に引き続き「消費税還付申告法人」「海外取引法人」「無申告法人」に対して積極的な調査を実施した。調査事例は次の通り(電子版に、一部の国税局の調査事例を掲載

を計上することにより不正に消費税還付金を受け取るうとしていた事実を把握した。消費税(3年)の加算税を含む追徴税額は約3億8000万円だった(重加算税有り)。

【CRS事例(大阪国税局管内)】調査法人は衣料品卸売業を営む法人であり、X国(軽課税国)からのCRS情報により、調査法人と同一住所地で開設されたX国法人の名義の預金口座に金銭をプールしていた事実を認め、法人税(5年)の海外取引等に係る申告漏れ所得金額は約4億9000万円、加算税を含む追徴税額は約1億4000万円だった(重加算税有り)。

追徴税額3億6000万円の事例も

AI活用し不正パターンを判定

国税庁は、AI・データ分析結果と調査官の知見を組み合わせる絞込み、効率的で精度の高い法人を的確に

は、税務署所管法人約339万件の中から調査事例を選定するに当たり、AIを活用した予測モデルが、調査必要度の高い法人を抽出し、売上、原価、経費などの想定される不正パターンを判定する。この抽出結果に加え、申告書や国税組織が保有するさまざまな資料情報等を併せて分析し、不正パターンを判定する。最終的に判断し、最終的に約5万3000件を調査事例として決定した。

このようなAI・データ分析のリスク抽出により調査必要度が高いと判定された法人は541万1000円で、判定されなかった法人は2333万6000円より2倍以上、上回っている。

また、法人税1件当たりの不正所得金額も、高いと判定された法人は2874万8000円で、判定されなかった法人の1367万8000円より2倍以上、上回った。

AI・データ分析のリスク抽出・不正パターンの判定を有効活用した事例

【追徴税額(法人税・消費税):約3億6,000万円】

抽出・判定結果			検索
法人名	リスク	不正パターン	
Y社	中	売上	
U社	低	経費	
D社	低	-	
I社	高	原価	

※抽出・判定結果はイメージ

調査必要度の高い法人を抽出し、想定される不正パターンを判定

原価を中心に決算書进行分析

不審な原価(外注費)が年々増加

AIの判定結果に加え、申告書や資料情報等を分析

外注費を重点的に検討した結果、取引実態のない外注費を把握

AIと調査官が想定した不正パターンを的中させ、効率的で精度の高い調査

解析・検討した後、調査官が調査実施の要否を最終的に判断し、最終的に約5万3000件を調査事例として決定した。

他方、予測モデルにより調査必要度が高いと判定された法人は541万1000円で、判定されなかった法人は2333万6000円より2倍以上、上回っている。

Kihara
Electric Appliance & Systems

木原興業株式会社

本社
岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701
TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店
大阪市・今治市

～なみを超えろ～



檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)

東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

躍進する井原グループ 総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣 70

筆者は、税理士登録をしてちょうど10年になる。もちろん、それ以前においても、国税庁時代は税理士と対峙してきており、大学時代は税理士の役員や研修で大変お世話になった。しかし、税理士登録をし、税理士法人の代表社員となつて50名の職員を統率し、日々、税理士業務に明け暮れると、「税理士制度」について、種々考えさせられることが多かった。以下、その経験を踏まえ、税理士制度の問題点をいくつか指摘することとする。

まず、「税理士の使命」について、税法1条は、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と定めている。

この規定を一読すると、税理士としての崇高な理念が謳われており、税理士の社会的地位の高さが保障されているようにも考えられる。しかし、税務調査の現場では、税法の解釈・事実認定をめぐって、納税者と調査官とままた立対することになる(これは、租税法の解釈等には幅があるため、必然なことでもある)。そして、この場合、昭和55年までの税理士法が「中正な立場において」と定めていたこともあって、調査官から、「税理士は中立な立場で仕事をしなければならぬから、納税者の味方をしてはいけない」と釘をさされたら、税理士はどう対処すべきか、という問題が生じる(このようにすることは、何度か聞かされたことがある)。

この場合、その税理士が中立な立場を貫き、納税者の見解を代弁しなければ、税法1条が次に言う「納税者の信頼にこたえ」という信頼関係はすぐに崩壊してしまうであろう。そうすると、裁判官でもない税理士にとっては、税務調査等の現場では、「独立した公正な立場」を貫くことは不可能であると考えられる。

税理士制度① 税理士の使命

もっとも、昭和55年の税理士法改正の立法趣旨について、立法担当者は、「その独立性というものは、依頼者の関係において単なる民法上の依頼以上に、適正な納税義務という観点からのやり判断を要する。それは、税務の専門家という立場から行われる場合がございまして、さらに全人格的な判断を要する独立の概念、それからまた対税務官署の関係におきましても、これはまた税務官署に対して対等な立場で主張すべきものは主張するという独立の概念」である旨説明している。納税者の味方をしてはいけない、ということでもなさそうである。しかし、このように、解り難い「独立した公正な立場」なる用語は不用であるとも考えられる。

次に、「納税義務の適正な実現」とは、何かである。この規定の趣旨につき、立法担当者は、「過大でも過少でもなく納税すること」を意味する」と説く。この説明も、いささか理解に苦しむところがある。ただし、その前提に「公正な立場」がなければ、納税者の視点に立って、「納税義務の適正な実現を図る」というのであれば理解はできる。しかし、税法の解釈・適用には、相当の幅があるから、「過大でも過少でもなく納税する」ということは、絵空事のようにも考えられる。ただし、税法の解釈・適用について、税務官庁と納税者の見解が対立して訴訟になった場合に、裁判官ですらその判断を間違ふことがあるからである(だからこそ、裁判においては、三審制がとられているはずである)。

さらに、「申告納税制度の理念にそつて」と説くが、本稿の第62回で述べたように、国税通則法16条が定める「申告納税方式」は、税額の確定手続を定めたものであるし、それを導入したことも、租税収入の確保が優先され、何らかの理念に基づいていたわけではないはずである。

ともあれ、筆者の税理士業務の経験からすれば、税法1条は、「税理士は、税務に関する専門家として、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定すれば足りるよう考えられる。この「使命」の何たるかは、後述する税理士の業務等にも影響を及ぼすことになる。

払ったとしましょう。これが「①経済取引の発生」です。次に、取引先との打合せと飲食をして代金を支払ったというのが「②要件事実の認定」となり、そのうち飲食代の支払というのが「③私法上の法律構成」となります。支払をしたのが個人事業者ということですから、「④租税法の選択」は所得税法です。そして、飲食代が、事業所得の必要経費であるかどうかの判定を要するので、「⑤租税法の解釈」は、所得税法第37条第1項の解釈となります。最後に、その飲食代は、取引先との打合せのために支払ったというのですから、債務の確定は認められますが、売上原価などの収入対応費用ではないことが分かります。そうすると、期間対応費用として、業務関連性、直接必要性、業務遂行性及び通常客観性が認められれば、同項が適用されるということになります。これが「⑥租税法の適用」です。

ところで、上記の事実関係は、当事者だけが知り得る情報に基づくものです。後日、税務署から確認を求められた際、それを証明するにはどのようにすればよいのでしょうか。ファミレスのレシートには、飲食をした日をはじめ、人数、注文したメニュー、それらの金額が記載されています。このレシートで明らかかなことは、債務の確定があることと、この費用が売上原価などの収入対応費用ではないということだけで、業務上の費用(取引先との打合せ)であったのかどうかまでは分かりません。つまり、当レシートだけでは、必要経費であることを立証できないということです。そのため、業務に必要な飲食であったことを示すような記録を別に残すこと(証拠の保存)が必要と考えます。

保存された証拠により要件事実を認定 必要経費に当たるか否かの判定も同様

所得税 必要経費を考える

基本講座

■税理士 日高 大開

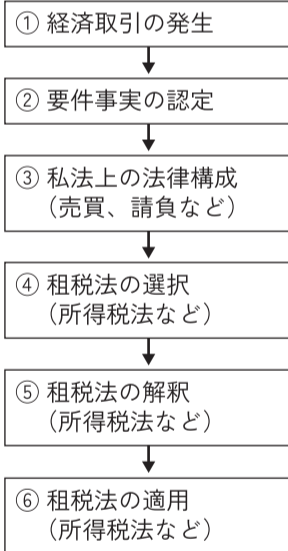
10

必要経費と証拠の保存(1)

所得税法や法人税法などを総称として租税法といいます。租税法は、種々の経済取引を課税の対象とし、私法上の取引が前提となります。重要なことは、租税法の規定が直接的に私法上の取引事実には当てはまるような事例は限られていて、通常はまず私法上の法律構成を経て租税法が適用されるということです。その際、一定の法律効果が発生(権利の発生など)する要件に該当する具体的事実を「要件事実」といい、この発生要件を「法律要件」といいます。

ある費用が必要経費に当たるのか否かを判定する際も、同様のプロセスを経ることになります。例えば、個人事業者が、取引先と打合せをするため、ファミレスで飲食をし、その代金を支


【租税法の適用フロー】




いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業
吉村建設工業株式会社
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp



土井忠ば漬本舗
【本社】
〒601-1251 京都市左京区八瀬花屋町 41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL https://www.doishibazuke.co.jp/
《直営店》
大原本店・三軒院前店・清水店・祇園店・京都駅ホテル店



電炊きまてごはん **土井**
大原本店・京都駅八条口店・祇園店
SUINA 室町店
どい DOI PLUS ONE KYOTO

パスワード of AWES Clean
(空気) Air
(水) Water
(熱) Energy
(土) Soil

イクイップメントのサポート商社
昭栄
株式会社

●本社 〒541-0059
大阪市中央区博労町 2 丁目 3 番 1 号
TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947

●本店営業部 〒577-0815
東大阪市金物町 6 番 10 号
TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333

●支店 東京・大阪・四国・中国・福岡
●営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢
姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

裁決事例集

266

裁決のポイント

新型コロナウイルスの影響で、税理士との連絡が取れないことなどを理由に申告等の期限延長を主張したものの却下され、青色取消処分も不服として取消しを求めたが、違法又は不当な処分にあたらないとして認められなかった事例。

請求人が新型コロナウイルス感染症の影響により、法人税及び地方法人税並びに消費税等の申告をその期限までにすることができなかつたとして、災害による申告等の期限延長申請をしたところ、原処分が当該申請の却下処分をし、また、法人税の確定申告書をその提出期限までに提出しなかつたことにより、原処分庁が請求人の青色申告の承認の取消処分をしたことから、請求人が、原処分全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は請求人の主張を退ける判断をした(令和6年11月11日付、非公開裁決)。

事案の概要

請求人は、ホテルの経営等を目的とする法人であり、昭和53年9月21日から54年7月31日までの事業年度以後の事業年度の法人税について、青色申告の承認を受けていた。請求人は、令和3年6月1日から4年5月31日までの事業年度(4年5月期)の法人税等について、法定申告期限までに、各確定申告書(本件各確定申告書1)を提出しなかつた。請求人は、5年5月期の法人税等について、法定申告期限までに、各確定申告書(本件各確定申告書2)を提出しなかつた。請求人は、5年7月31日、本件各確定申告書1を提出するとともに、その申告および納付の期限をいずれも同日に延長

新型コロナにより税理士と面談制限で申告できずと主張も、業務体制不備で「やむを得ない理由」なし

編集部編

したい旨記載した「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出した(本件延長申請1)。

当局は、本件延長申請1の理由とされた事情は通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」に該当しないとして、原処分庁所属の職員の調査に基づき、請求人に対し、5年12月5日付で、本件延長申請1の却下処分(本件却下処分)をした。

当局は、5年5月期の法人税の確定申告書がその提出期限までに提出されなかつたことは、法人税法第127条第1項第4号に掲げる事実が該当するとして、原処分庁所属の職員の調査に基づき、請求人に対し、5年12月18日付で、5年5月期以後の法人税の青色申告の承認の取消処分(本件青色取消処分)をした。

請求人は、6年2月15日、本件各確定申告書2を提出するとともに、その申告および納付の期限をいずれも同日に延長したい旨記載した「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出した(本件延長申請2、本件延長申請1と併せて本件延長申請)。

当局は、本件延長申請2の理由とされた事情は通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」に該当しないとして、原処分庁所属の職員の調査に基づき、請求人に対し、6年4月23日付で、本件延長申請2の却下処分をした。

請求人は、6年3月6日、本件却下処分および本件青色取消処分を不服として、審査請求をした。

争点は、請求人が法定申告期限までに本件各確定申告書1を提出できなかったことについて、通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」があるか否か。また、本件青色取消処分は違法な処分か否か。

請求人の主張

①緊急事態宣言により新型コロナウイルス感染症拡大防止のための公的要請に従い、その後、決算業務を委託している法人の従業員が時期を異にして新型コロナ

ウイルス感染症に罹患したこと、②顧問税理士とのやり取りが、資料の郵送及び電話での対応に限られるようになったこと、③急逝した顧問税理士の後任となる税理士の選任が困難であったこと、理由により、請求人の決算業務が大きく遅滞したものであるから、請求人が法定申告期限までに確定申告書を提出できなかったことについて、国税通則法に規定する「災害その他やむを得ない理由」がある。また、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした申告等の期限延長申請が認められた場合には、法定申告期限までに確定申告書を提出しなかつたことにはならない。原処分庁による青色申告の承認の取消処分は違法な処分である。

審判所の判断

請求人が主張する事情が、決算業務に遅延を生じさせたか、また、請求人の申告業務にいかなる影響を与えたのかは明らかでない上、請求人の申告の行為が物理的に不可能であるとされるようなものであるとは言い難く、むしろ、右記の事情は、請求人における業務体制の構築の不備といった、請求人の責めに帰すべき事由による主観的な理由にすぎないといふべきである。したがって、請求人が法定申告期限までに本件各確定申告書1を提出できなかったことについて、通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」があるとは認められない。

また、請求人は、4年5月期および5年5月期の法人税の各確定申告書をいずれも法定申告期限までに提出しておらず、このことは、法人税法第127条第1項第4号の「確定申告書をその提出期限までに提出しなかつたこと」に該当する。そうすると、本件青色取消処分は、法人税法第127条第1項第4号の規定に基づき行われたものであり、ほかに裁量権の範囲の逸脱または濫用、法や制度の趣旨および目的に照らして不合理な判断がされたという事実は認められない。又は不当な処分にあたらない。

注目の二冊

非上場株式の評価の仕方と記載例 (令和8年版)

松本 好正 著

非上場株式(取引相場のない株式)の評価のうち、同族株主の判定に重点を置き、さらに種類株式の評価及び相互持合株式の計算なども含めた計算例や記載例、Q&A等を多数掲載。

令和8年版では新たに総則6項関連の判例・裁決等を収録し、非上場株式に係る評価の仕方から評価明細書並びに別表の書き方までを詳解。

記載例には、「相続税の申告書の提出期限までに被相続人の株式が共同相続人及び包括受遺者の間において分割されていない場合」「評価会社が種類株式を発行している場合」「類似業種比準価額の算定について1株当たりの年配当金額」「法人税額等相当額の控除が認められないケース(評価会社が非上場株式を所有していた場合)」「現物出資等の時点の相続税評価額/課税時期の相続税評価額」「社債類似株式を発行している会社の普通株式を配当還元方式により評価する場合の計算及び記載例」などを収録。

平成20年刊行から15年以上読まれている非上場株式評価の信頼の二冊。

B5判、776ページ。定価4950円(税込み)。

申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-38829-4141、FAX03-38829-4001)。

非上場株式の評価の仕方と記載例

令和8年版

税理士不動産鑑定士 松本 好正 著

- 改正された業種別対比表にも対応!
- 新たな評価関連6項関連の判例・裁決を収録
- 平成20年刊行から15年以上読まれている非上場株式評価の信頼の二冊。

昭和日本木材株式会社

本社：東川町西町10丁目1番3号
☎(0166)31-4781 FAX(0166)82-3111

旭川工場〈製材・加工・乾燥〉流通センター
東川町西町10丁目1番3号
☎(0166)82-7477 FAX(0166)82-5601

住宅事業部：東川町西町10丁目1番3号
☎(0166)31-3120 ☎0120-22-6969

札幌支店・札幌工場〈プレカット・2×4パネル〉
石狩市新港南1丁目〈石狩工場団地内〉
☎(0133)64-3188 FAX(0133)64-3190

東北支店・プレカット工場
秋田県大館市松木境4-2
☎(0186)50-6555 FAX(0186)50-6557

盛岡営業所：岩手県紫波郡矢野町流通センター南3丁目8-3
☎(019)638-5888 FAX(019)638-5666

仙台営業所：宮城県仙台市若林区卸町5丁目5-2
☎(022)788-2401 FAX(022)788-2402

青森事務所：青森市矢作1丁目2-5
☎(017)763-0872 FAX(017)763-0873

東京支店：東京都江東区辰巳3丁目20-21
☎(03)3521-6911 FAX(03)3521-6916

名古屋支店：名古屋市中区藤前3丁目501番
☎(052)303-2130 FAX(052)303-2131

大阪支店：岸和田市新港町5-7
☎(072)436-7333 FAX(072)436-7334

西日本物流センター
香川県丸亀市土器町北2丁目63-1
☎(0877)64-6670 FAX(0877)64-6671

今までも、これからも。
「生命の未来」のために尽くしたい。
農薬・農業資材・動物薬・畜産用機材の総合商社



代表取締役社長 小田島 隆

本社 / 〒025-0311 花巻市卸町6番地
TEL 0198(26)4151

営業所 / 花巻・大船渡・横手・青森・八戸
古川・山形・酒田・福島・旭川・札幌
帯広・釧路・北海道物流センター
家畜衛生食品検査センター
プレミックス工場
卸センター給油所

「寝具リース」全国に広がる
スケールとネットワークで
「快適品質」をお届けします。

◆本社工場・関東工場・静岡工場・中部工場で「ISO9001」を認証取得しております。

◆「医療関連サービスマーク」を認証取得しております。

株式会社 小山商会

代表取締役 小山 喜雄

本社 仙台市青葉区花京院二丁目2番75号 ☎022(265)9701(代)

仙台支店 仙台市若林区卸町東一丁目8-23 ☎022(209)5600(代)

東京支店 東京都大田区矢口一丁目22-13 ☎03(3758)6601(代)

名古屋支店 名古屋市熱田区明野町6-8 ☎052(681)4131(代)

大阪支店 東大阪市楠根一丁目2-3 ☎06(6745)1861(代)

営業所 札幌・青森・盛岡・郡山・北関東・筑波・千葉・千葉中央
静岡・京都・岡山・福岡

本社工場 仙台

工場 札幌・関東・関東第二・千葉・神奈川・静岡・中部・関西・九州

ふるさと納税 コーナーな返礼品を探る

■編集部編 10

ふるさと納税は地域の特色が豊かで、魅力のある返礼品を多く取りそろえられる地方の自治体が多く、寄附を集める一方、都内など都市部の自治体は税源の流出が深刻な問題となっている。とはいえ、都市部の自治体の中にも個性的な返礼品を用意して多額の寄附を集め、税収減を補っている自治体がいくつかある。その代表格が名古屋市だ。

名古屋市は令和6年中の寄附に伴う7年度課税での住民税控除額で、横浜市に次いで全国2位となる約198億円の税控除(税源流出)となった。他方、名古屋市は6年度の寄附の受入れで全国7位となる約138億円を集めており、トータルでの収支はマイナスとはなるものの、税源流出によるダメージの緩和に成功している。

その名古屋市の返礼品の中で、各種ふるさと納税サイトのランキングで好評なのが、同市内に本社を置く有名ブランドの健康・美容家電。人気のシャワーヘッドやヘアドライヤー、マッサージ器などがそろそろ。ひつまぶし、味噌煮込みうどん、手羽先の唐揚げといった、いわゆる「なごやめし」も数多くラインナップされている。

都市部の自治体も寄附金集めに奮闘

名古屋市 健康・美容家電が人気

また、6年度の寄附受入れでは、京都市も約115億円で全国12位につけた。京都市のふるさと納税に伴う7年度課税での住民税控除額は約91億円となっていることから、税控除を上回る寄附を集めたことになる。

京都市の返礼品の中で、人気が高いのは和菓子などのスイーツのほか、今の時期だと老舗料亭監修のおせちなど。観光地として名高いことから、同市内で使える旅行クーポンやホテル宿泊ギフトを求める人も多いようだ。

ふるさと納税に対しては、主に都市部の自治体から、受益と負担の関係から地方税の原則をゆがめている、返礼品競争の結果、ふるさとを応援するという寄附本来の趣旨が損なわれている、高所得者ほど多額の返礼品を受け取れ、公平性の観点から問題があるといった指摘がある。これら指摘に納得できる部分は多い。ただ、実際のところ、都市部の自治体にとってこれ以上の税源流出は死活問題となるだけに、名古屋市のように制度自体には批判的ながらも寄附金集めに本腰を入れる自治体が今後増えていくものとみられる。

データで見る 税務争訟

■税理士 柳谷 憲司

10

上告審の審理期間

今回は、最高裁に上告・上告受理申立てをして判決までに至った事件の審理期間とそれ以外の事件の棄却・不受理までの期間に関するデータをみてみたいと思います。

(判決がある場合の期間) 国税庁に開示請求して入手した「課税関係訴訟事件一覧表」から、上告審で判決があった事件を確認したところ12件あり、それらの事件の上訴から判決までの期間を計算したところ、平均は618日(1年8か月強)という結果でした。その内訳は、最小判平成27

年10月8日(603日)、最小判令和2年3月24日(601日)、最小判令和2年7月2日(608日)、最小判令和3年3月11日(639日)、最小判令和3年6月24日(858日)、最小判令和4年4月19日(657日)、最小判令和4年4月21日(653日)、最小判令和5年3月6日(571日)、最小判令和5年3月6日(669日)、最小判令和5年11月6日(592日)、最小判令和6年5月7日(301日)、最小判令和6年7月18日(659日)となっています。

判決までの期間の平均は618日

上告審で争った場合のデータを分析

棄却・不受理までの期間(か月)	件数(件)
0~3	5
4~6	88
7~9	78
10~12	29
13~15	4
16~18	2
19~21	2
22~24	0
合計	208

口頭弁論が開かれる場合、最高裁のHPの「開廷期日情報」に約2か月前に掲載されることが多く、口頭弁論から判決までの期間も1.5~2か月あることを考慮すると、最高裁で口頭弁論があって判決に至る事件は、平均的に見ると1年4か月ほど前に最高裁から何らかのアクションがあるのではないかと考えられます。

最高裁に上訴した事件自体は220件確認できたので、最高裁に上訴した事件の中で判決にまで至った事件の割合は5.45%です。第一関門のように見えます。

た。最小判平成29年12月15日の上訴日が確認できまされた。また、判決がなかった事件で棄却・不受理までの期間が最も長いものは585日(1年7か月強)でした。令和7年10月1日現在の「課税関係訴訟事件一覧表」によると、最高裁に上訴されている事件は26件(24件は納税者側、2件は国側が上訴)確認できました。このうち、最も日数が経過している事件は、居住者がスイスのプライベート・バンクと投資・任契約を締結し、その資産運用として行った取引について、取引の都度為替差損益を所得として認識するか等が争点となった事件(東京高判令和5年5月24日)で、上訴日から838日(約2年4か月)経過している状況です。最高裁の判断次第では、外貨建取引の実務が変わるのかもしれない。

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5年度のたばこ税等の課税額になります。

答え = 兆 億 万円 円

ナンプレの予想難易度: 6

9	7		1					
	8			c				5
		5			2	9		6
5		1	2			6	9	
	3		6	9	7		1	
	9	7			5	3		2
8		3	7			5		
	6		D				3	B
A					3		6	9

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 12月14日(日)

前回の答え 1425 億本

豊かな経験、確かな技術。



① 大一電気工業株式会社

取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島
建設所 / 綾川

医療法人社団 光風会



海のみえる 三光病院

SANKO HOSPITAL

香川県依存症治療拠点機関(アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症) 認知症患者医療センター

精神科・児童精神科・老年精神科・心療内科・内科



香川県高松市牟礼町原883-1
TEL(087)845-3301
FAX(087)845-6822
<https://www.sanko-hp.com>

酒類鑑評会表彰式開く

福岡局 小澤局長が賞状等を授与



福岡国税局は10月31日、福岡市博多区の福岡合同庁舎で令和7年酒類鑑評会表彰式を開き、II写真、最高賞の大賞に選ばれた製造場および杜氏に対し、小澤研也局長が賞状とトロフィーを授与した。

今回、吟醸酒の部には北部九州3県内の44場から92点の出品があった。内訳は吟醸酒が34点(24場)、純米吟醸酒が58点(36場)、うち大賞には富久千代酒造(佐賀・鹿島市)の「鍋島純米大吟醸35%山田錦」が選ばれ、16場が金賞に入賞した。

純米酒の部には40場から71点が出品され、今里酒造(長崎・波佐

見町)の「六十餘州特別純米酒」が大賞を受賞し、15場が金賞に入賞。

本格焼酎の部は麦製や米製、その他製(酒粕、かんしょ等)、長期貯蔵酒の原料別に31場から96点が出品され、大賞にはニッカウヰスキー門司工場(福岡・北九州市)の「米酒造(佐賀・鹿島市)賞」に11場が選ばれた。

デジタル化推進まつりでPR

同日は、同署個人課 踏まえた最新の留意点 税第一部門記帳指導推進官の船橋淳史氏が講師を務め、帳簿の基本的な記入方法や取引の仕訳処理、青色申告特別控除を受けるための要件などを丁寧に解説。あわせて電子帳簿保存法やインボイス制度の実務対応にも触れ、近年の制度改正を

同日は、同署個人課 踏まえた最新の留意点 税第一部門記帳指導推進官の船橋淳史氏が講師を務め、帳簿の基本的な記入方法や取引の仕訳処理、青色申告特別控除を受けるための要件などを丁寧に解説。あわせて電子帳簿保存法やインボイス制度の実務対応にも触れ、近年の制度改正を

もに、環境負荷軽減や社会全体のコスト削減のためにもキャッシュレス納付を推進していく」と話した。

女性部会が 建物を探訪

札幌南法人会 公益社団法人札幌南法人会女性部会(上田美千子部会長)はこのほど、「ビールのまち札幌はどうだったか」をテーマに、「まち歩き団体」の伴野卓磨氏を講師にサッポロファクトリーをスタート、開拓使麦酒醸造所見学館と旧永山武四郎邸周



同日は、同署個人課 踏まえた最新の留意点 税第一部門記帳指導推進官の船橋淳史氏が講師を務め、帳簿の基本的な記入方法や取引の仕訳処理、青色申告特別控除を受けるための要件などを丁寧に解説。あわせて電子帳簿保存法やインボイス制度の実務対応にも触れ、近年の制度改正を

の税に関する理解を深め、適正な税務申告等を支援することを目的に例年開催されている。これまでは紙の資料を用意していたところ、デジタル化推進の一環として、初めてペーパーレスで開催された。

当日は、出席者がスマートフォン等で、二次元コードから資料を参照することで、紙の資料がなくても円滑に実施された。

また、併せて行った源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーの紹介については、出席者もデモ操作に参加し、非常に一体感のある説明会となった。

当日は、祭りの雰囲気があふれ、商店街周辺で横断幕を掲げてパレードを行った。

当日は、祭りの雰囲気があふれ、商店街周辺で横断幕を掲げてパレードを行った。

当日は、祭りの雰囲気があふれ、商店街周辺で横断幕を掲げてパレードを行った。

当日は、祭りの雰囲気があふれ、商店街周辺で横断幕を掲げてパレードを行った。

当日は、祭りの雰囲気があふれ、商店街周辺で横断幕を掲げてパレードを行った。

当日は、祭りの雰囲気があふれ、商店街周辺で横断幕を掲げてパレードを行った。

創業 明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業

自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

水戸工業株式会社

本社/〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)

税務署主催の 説明会に協力

板橋青申会

東京・公益社団法人板橋青色申告会(大戸孝宏会長)は10月20日と21日の両日、板橋税務署(監物久美子署長)が主催する区民向け「記帳説明会」に協力し、個人事業者や新規



当日は、同署個人課 踏まえた最新の留意点 税第一部門記帳指導推進官の船橋淳史氏が講師を務め、帳簿の基本的な記入方法や取引の仕訳処理、青色申告特別控除を受けるための要件などを丁寧に解説。あわせて電子帳簿保存法やインボイス制度の実務対応にも触れ、近年の制度改正を

当日は、同署個人課 踏まえた最新の留意点 税第一部門記帳指導推進官の船橋淳史氏が講師を務め、帳簿の基本的な記入方法や取引の仕訳処理、青色申告特別控除を受けるための要件などを丁寧に解説。あわせて電子帳簿保存法やインボイス制度の実務対応にも触れ、近年の制度改正を

当日は、同署個人課 踏まえた最新の留意点 税第一部門記帳指導推進官の船橋淳史氏が講師を務め、帳簿の基本的な記入方法や取引の仕訳処理、青色申告特別控除を受けるための要件などを丁寧に解説。あわせて電子帳簿保存法やインボイス制度の実務対応にも触れ、近年の制度改正を

当日は、同署個人課 踏まえた最新の留意点 税第一部門記帳指導推進官の船橋淳史氏が講師を務め、帳簿の基本的な記入方法や取引の仕訳処理、青色申告特別控除を受けるための要件などを丁寧に解説。あわせて電子帳簿保存法やインボイス制度の実務対応にも触れ、近年の制度改正を

当日は、同署個人課 踏まえた最新の留意点 税第一部門記帳指導推進官の船橋淳史氏が講師を務め、帳簿の基本的な記入方法や取引の仕訳処理、青色申告特別控除を受けるための要件などを丁寧に解説。あわせて電子帳簿保存法やインボイス制度の実務対応にも触れ、近年の制度改正を

当日は、同署個人課 踏まえた最新の留意点 税第一部門記帳指導推進官の船橋淳史氏が講師を務め、帳簿の基本的な記入方法や取引の仕訳処理、青色申告特別控除を受けるための要件などを丁寧に解説。あわせて電子帳簿保存法やインボイス制度の実務対応にも触れ、近年の制度改正を

当日は、同署個人課 踏まえた最新の留意点 税第一部門記帳指導推進官の船橋淳史氏が講師を務め、帳簿の基本的な記入方法や取引の仕訳処理、青色申告特別控除を受けるための要件などを丁寧に解説。あわせて電子帳簿保存法やインボイス制度の実務対応にも触れ、近年の制度改正を

当日は、同署個人課 踏まえた最新の留意点 税第一部門記帳指導推進官の船橋淳史氏が講師を務め、帳簿の基本的な記入方法や取引の仕訳処理、青色申告特別控除を受けるための要件などを丁寧に解説。あわせて電子帳簿保存法やインボイス制度の実務対応にも触れ、近年の制度改正を

源泉所得税のダイレクト納付利用100%宣言

札幌北法人会と札幌北署が共同で実施



札幌北法人会(加藤欽也会長)と札幌北税務署(田中靖署長)は10月30日、キャッシュレス納付の一層の普及と事業者のデジタル化を積極的に推進するため、共同で「源泉所得税のダイレクト納付利用100%宣言」を行った二写真。

国税庁は、納税者の利便性向上や社会全体のコスト削減のため、e-Taxを利用したダイレクト納付などキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるが、令和6年度の北海道内の利用率は、全国平均を下回っていることから、共同による宣言を実施。

同日、同署内で調印式が行われ、加藤会長と田中署長が宣言書に署名した。加藤会長は、「源泉ダイレクト納付は会員企業にとっても事務の効率化が期待できる。この共同宣言を契機に、全道での源泉ダイレクト納付利用の機運を高めていきたい」と述べ、田中署長は、「法人会と税務署が共通した認識のもと、源泉ダイレクト納付利用の一層の普及拡大を図っていきたい」と宣言した。

同日、同署内で調印式が行われ、加藤会長と田中署長が宣言書に署名した。加藤会長は、「源泉ダイレクト納付は会員企業にとっても事務の効率化が期待できる。この共同宣言を契機に、全道での源泉ダイレクト納付利用の機運を高めていきたい」と述べ、田中署長は、「法人会と税務署が共通した認識のもと、源泉ダイレクト納付利用の一層の普及拡大を図っていきたい」と宣言した。

同日、同署内で調印式が行われ、加藤会長と田中署長が宣言書に署名した。加藤会長は、「源泉ダイレクト納付は会員企業にとっても事務の効率化が期待できる。この共同宣言を契機に、全道での源泉ダイレクト納付利用の機運を高めていきたい」と述べ、田中署長は、「法人会と税務署が共通した認識のもと、源泉ダイレクト納付利用の一層の普及拡大を図っていきたい」と宣言した。

同日、同署内で調印式が行われ、加藤会長と田中署長が宣言書に署名した。加藤会長は、「源泉ダイレクト納付は会員企業にとっても事務の効率化が期待できる。この共同宣言を契機に、全道での源泉ダイレクト納付利用の機運を高めていきたい」と述べ、田中署長は、「法人会と税務署が共通した認識のもと、源泉ダイレクト納付利用の一層の普及拡大を図っていきたい」と宣言した。

同日、同署内で調印式が行われ、加藤会長と田中署長が宣言書に署名した。加藤会長は、「源泉ダイレクト納付は会員企業にとっても事務の効率化が期待できる。この共同宣言を契機に、全道での源泉ダイレクト納付利用の機運を高めていきたい」と述べ、田中署長は、「法人会と税務署が共通した認識のもと、源泉ダイレクト納付利用の一層の普及拡大を図っていきたい」と宣言した。

同日、同署内で調印式が行われ、加藤会長と田中署長が宣言書に署名した。加藤会長は、「源泉ダイレクト納付は会員企業にとっても事務の効率化が期待できる。この共同宣言を契機に、全道での源泉ダイレクト納付利用の機運を高めていきたい」と述べ、田中署長は、「法人会と税務署が共通した認識のもと、源泉ダイレクト納付利用の一層の普及拡大を図っていきたい」と宣言した。

同日、同署内で調印式が行われ、加藤会長と田中署長が宣言書に署名した。加藤会長は、「源泉ダイレクト納付は会員企業にとっても事務の効率化が期待できる。この共同宣言を契機に、全道での源泉ダイレクト納付利用の機運を高めていきたい」と述べ、田中署長は、「法人会と税務署が共通した認識のもと、源泉ダイレクト納付利用の一層の普及拡大を図っていきたい」と宣言した。

信頼と確かな技術の総合建設業!!

ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

<https://www.15mimura.co.jp>